

Palette [パレット]



●発行所：山手葬祭協同組合 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢4-33-3 TEL. 03-3302-1710



<http://yamate.or.jp>

2面 **葬儀講座で伝えたいこと 後悔しない「葬儀」を行うために……**

公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社 **お葬式のこと知っておこう勉強会** 参加申込み受付中

人気講座 ● **受講料無料!**

弁護士 渡辺清朗先生の法律コラム **「葬儀費用の負担は誰がするの？」**

3面 葬儀ワンポイントアドバイス **墓地の種類 (2)**

★ **戒名のお話**

税理士 高橋裕義先生の税務コラム **「相続税の申告期限」**

4面 杉田伊紗武のひとりごと **「人生100年時代が……！」**

仏教クイズ ● 「ゴウタマブツダの子はどの弟子でしょう？」

開催報告 ▶ 第8期 葬儀知識基礎講座&検定 好評のうちに終了しました



葬儀の事前相談の薦め 山手葬祭協同組合が安心して相談できるお近くの相談員をご紹介します

人生一〇〇年時代が……!



私たち日本人の平均寿命は、大きく伸びています。明治・大正期にはおおむね五〇歳でした。当時の女性は、お産で命に係わる危険もあり、産後は、授乳やおしめ替えに加え、家族の食事の用意や洗濯などの家事もするので、それはそれは重労働でした。そして男性は、肉体労働で身を立っている人が大多数で、四〇歳を超えれば、腰を悪くしたりと体はポロボロになって短命で終わったのです。しかし戦後、医学の進歩と栄養状態の改善により、日本人の平均寿命はどんどん伸びています。これからも伸び続け、九〇歳を超え、一〇〇歳に近づいてくるのもそう遠くない話でしょう。

そうならば、人生五〇年だったその後に、もう一回五〇年近い人生が繰り返されることになりません。なので「人生は二度ある」と

いうことを若いうちから意識し、準備しておかなければなりません。五〇歳までの第一の人生よりも、五〇歳から始まる第二の人生の方が難しい準備が必要です。最も大切な準備は何かといえば「生き方の準備」だと思います。

「老後」という言葉をよく耳にします。しかし、人生は二度あるのですから、「第二の人生」は「老後」ではありません。「第二の人生」はまったく価値観が異なる別の人生だと思ってください。

「第一の人生」を例えるならば、生物的に意味のある生き方といっても良いでしょう。結婚し、子供を育て、仕事、出世、マイホーム……などの目標に全力を注ぎ「希望」を持って生きています。

では、「第二の人生」である五〇歳以降は何のために生きるのか……。それは、今日という日を一杯生きたいということに繋がります。まず、五〇歳以降の女性は「お世話をする人」で生きる意味を見出します。孫のお世話、自分の旦那のお世話、近所の小さな子供の世話や同好会の世話人など、まわりの人の「お世話をする人」で生きがいがあります。

仏教クイズ / 十大弟子

ゴウタマブツダの子はどの弟子でしょう？

「ブツダ」には十人の弟子がおました。弟子たちはブツダの周りにいて経典の中にも登場し、入滅までお世話しておりました。その中にブツダの息子が一人混じっています。下記の弟子の中でブツダの息子はどの弟子でしょう？

(カタカナ表記名はパーリ語です)

知恵第一 舍利弗 (サリーブツタ) <small>般若心経に「舍利子」他経典には「舍利弗」で登場する縁起の教えで弟子となる</small>	神通第一 摩訶目犍連 (モッガラーナ) <small>「サリーブツタ」に誇われ「サンジャヤ・ペラッティブツタ」の弟子250人とともにブツダの弟子となる</small>
頭陀第一 摩訶迦葉 (カッサバ) <small>托鉢をして、衣食住への執着を払った</small>	解空第一 須菩提 (スプーティ) <small>誰よりも空の教えを理解していた</small>
説法第一 富樓那弥多羅尼子 (スブンナ) <small>説いた七清浄は上座部仏教では重視されている</small>	論議第一 摩訶迦旃延 (カッチャーナ) <small>わかりやすく理論的に説いた</small>
天眼第一 阿那律 (アナルツダ) <small>失明により智慧(真理を見る)の眼を得た</small>	持律第一 優波離 (ウパーリ) <small>戒律の精通者、第一結集の戒律確認を主導した</small>
密行第一 羅睺羅 (ラーフラ) <small>ブツダが帰郷した際に9歳(最年少僧)で教団に入った</small>	多聞第一 阿難陀 (アーナンダ) <small>出家後ブツダの従者として約25年間近侍した</small>

(記事・上原明夫) (66-6) 齋藤 眞

では男性は……というと、残念ながら明確な答えが見つかっていません。男性も女性の「お世話」と同じで「仲間、社会」などに貢献することがその中心となるべきなのではないでしょうか。はつらつとした容姿をして、ニコニコ笑って、人も笑わせて、人のためになる事をし、人から感謝される。それが健康と命を守ります。

これこそが、人生一〇〇年時代を生き生きと生きる極意なのではないでしょうか。

(記事 / 杉田伊紗武)

開催報告 三茶しゃれなあと

第8期 **葬儀知識基礎講座&検定** 無事開催終了となりました

二〇一八年四月二二日(土) 午前一〇時より第八期「葬儀知識基礎講座&検定」が三茶しゃれなあとにて開催されました。今回は土曜日一日(ワンデイ)での開催、当日は晴天に恵まれ、多くの方に受講していただきました。一日の長丁場での講座でお疲れになつたことと思いましたが、ご参加本当ありがとうございました。

いざというときに困らないために

事前相談をお勧めします

あなたのお近くの相談員をご紹介します

ホームページもご覧ください <http://yamate.or.jp>

地域密着で69年！信頼と実績の **山手葬祭協同組合**

事務局 **TEL. 03-3302-1710**

葬儀講座で伝えたいこと 後悔しない「葬儀」を行うために……

耳障りの良い言葉やねじれた情報が濫立する中、「終活」「葬儀」というものを正しく理解し、その上で自分はどうしたいかを意志確立していただきたい、そんな想いから講座を開催しています。「葬儀」に対する認識は違ってないか、後悔しない送り方のためにも是非ご参加ください。

「終活」という言葉がいつしか聞きなれた時代になりました。嘗ては私たち専門業者も含め、こぞって事前相談・終活等を広報し、テレビ番組、新聞の特集、専門雑誌等でもクローズアップされました。未知な世界の情報が多数得られるのは良いことだと思いますが、果たして全てが必要なのでしょうか。場合によっては半分の情報で良いのでは？そもそもその情報は信頼できるの？当組合事業を振り返ってみても、耳障りの良い情報や言葉を鵜呑みにし、大きな誤解を生まうことや、一部ねじれた情報が浸透してしまう事象が少なくありませんでした。当組合が願っていることは、皆様がこの濫立した情報を自分なりにふるいにかけ、正しく理解し、意志を確立して頂ければと思います。しかし、これがまた難しいことなのです！なぜなら、認識している情報のどれが正しくてどれが間違っているかすらもわからないからです。そこで当組合には事業として継続させて頂いている葬儀講座があります。今年の秋も開催いたしますが、前述した濫立情報を正しく選択し、正しく理解し、正しく意志確立出来るようお伝えしています。



1day講座 人気講座 お葬式のこと知っておこう勉強会

知っているようで知らない葬儀のこと、間くに聞きづらい葬儀のこと、段取り、費用、準備することなど たった1日で疑問解決、不安解消できる講座です。この機会に是非ご参加ください！

日程 10月20日(土) 13:15~16:30

会場 渋谷区立勤労福祉会館2階 〒150-0041 東京都渋谷区神南1-19-8 「渋谷駅」より徒歩約8分

受講料 無料

お問い合わせ・お申込は 公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社 TEL.03-3780-0878 8:30~17:00 月曜~土曜/日曜・祝日は休み

第1講座	13:30~14:20	送ることの大切さ、葬儀の考え方
第2講座	14:30~15:20	葬儀の基本的な流れを知っておこう
第3講座	15:30~16:20	失敗しないためのアドバイス

※講座終了後、30分程度「個別相談」のお時間を設けております。ご活用ください。



法律

葬儀費用の負担は誰がするの？



弁護士 渡邊 清朗

今日は、葬儀費用を誰が負担すべきかという問題について、ご説明します。亡くなられた方(被相続人)が、生前に葬儀について、葬儀社と契約を締結している場合には、葬儀費用はその契約に従って、負担がなされることとなります。遺言で、葬儀費用の負担等について、遺産から支出する旨記載されている場合は、相続人はこれを尊重して、負担することになります。また、被相続人の死亡後、相続人間で、葬儀費用の負担について、合意がなされれば、葬儀費用を遺産から支出することができます。しかしながら、遺産分割が調停等で紛争となっているような場合には、葬儀費用の負担についても争いとなるのがよくあります。葬儀費用を負担した相続人は、葬儀費用を相続財産から支払うよう求めますが、これに反対する相続人は、葬儀費用は被相続人の債務ではないので、喪主が負担すべきであり、相続財産からの支出を認めないと主張することがあります。葬儀費用の負担については、喪主負担説、相続人負担説、相続財産負担説等がありますが、葬儀の開催の有無、その仕様等の内容、費用額は、喪主が決定することから、葬儀の主催者である喪主が負担すべきと一般的には考えられています。被相続人として、自分の葬儀費用の負担を巡り、相続人間で争いとなることは、辛いことと思います。従いまして、心配であれば、葬儀の内容、費用負担等を生前葬契約、遺言等で記載しておくことがよろしいと思います。



葬儀ワンポイントアドバイス

今回は前回挙げた四つの分類をもう少し詳しく説明します。

寺院墓地

「寺院墓地」に墓所を設ける事は多くの場合、その寺院の檀家(門徒)になる事を意味し、基本的にはその寺院より戒名(法名)を授かって墓所に埋葬します。今後その寺院とお付き合いをする事になり、仏事全般を依頼する事やその際にその寺院内の施設を利用する事が出来ます。

公営墓地

「公営霊園」は過去も今後の宗教を問わないし、宗教が無くても構いません。葬儀等ほどの寺院に依頼する事もその寺院から戒名(法名)を頂く事も可能ですし、現状のまま俗名でも問題ありません。当選確率が低い上に、仮に当選しても区画を選べない為、希望サイズとは違う大きな区画になった場合、管理料は安くても墓石の建立費用が高額になる事があります(当選後の権利放棄は可能)。また線香皿の盗難等、管理に心配な点も有るようです。



墓地の種類(2)

民営墓地

「民営霊園」は墓地内の場所や大きさを自由に選べますが、あくまでも先着順ですので、入口から近いといった良い条件の墓所から決まってしまう。今後お付き合いされる寺院より戒名(法名)を頂く事や法要等はどなたに依頼する事も可能ですし、現状のまま俗名でもほぼ問題有りません。

納骨堂・合葬墓

「納骨堂・合葬墓」は寺院系と民営系が有り、寺院系は基本的に檀家になり、民営系はならなくて良い所が多いようです。

『ずっとその収納庫に安置する』『数年間安置し、規定の回忌(例えば十三回忌や三十三回忌)を契機に収骨容器から出して、他の方のお骨と一緒に合祀する』、『最初からお骨を置いて、他の方と一緒にする合祀する』等の形式が有り、最初から、又は一定期間後に合祀する形態を合葬墓とも言います。



(記事/清水敬哲)

戒名のお話

戒名とは元来は戒を受けて仏門に入った者に新たにつけられる名前です。法名、法号とも言いまします。宗派によって異なる場合もありますが、男子は信士(しんじ)、居士(こじ)、女子は信女(しんにょ)、大姉(だいし)、童子は童児、童女など位号をつける場合が多いようです。



院号……お寺を建てられるほど貢献した方に与えられる称号
道号……仏道を究めた者への出世の称号
宗派名が入ることもある
戒名……人物的象徴の文字などが入る
位号……位や階級、性別を表すもの

税務

相続税の申告期限



税理士 高橋 裕義

相続税の申告期限は、原則として亡くなってから10ヶ月です。この10ヶ月は、正確には、相続人等が相続(故人の死亡)があつたことを知つてから、さらに言えば、自分が相続人等であることを知つてから10ヶ月になります。例えば、長年疎遠の親族が亡くなり、葬儀があつたことも知らされず、ある日突然、弁護士から連絡があり、その親族の死亡と自分に相続する権利があることを知つた場合には、その通知を受けた日から10ヶ月後です。最近では、いわゆる孤独死が増えています。この場合は、警察等から死亡の連絡を受けて亡くなったことを知つたなら、その日から10ヶ月後が申告期限になります。

